

令和06年度 道路橋梁維持管理事業

市道下田寺田線外道路除草業務委託（その1）

設計書

（当初設計）

工事番号

路線名等 市道 下田寺田線外

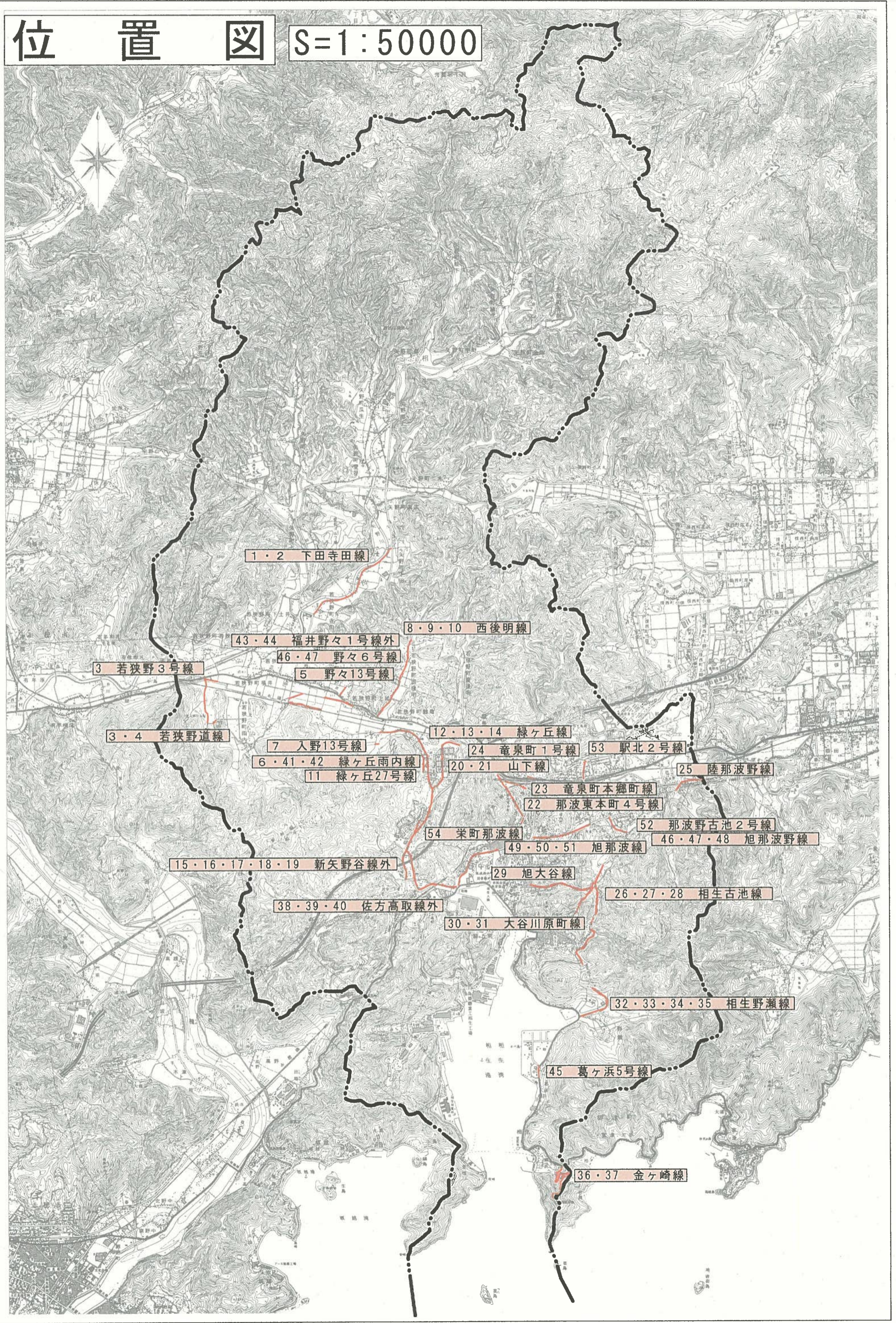
工事箇所 兵庫県 相生市 市内一円 地内

工 種 道路維持

工 事 費				概 要
	実 施 (前回変更)	今 回 変 更	増 減 額	市道下田寺田線外道路除草業務委託(その1) 道路除草工 L=33,630m A=20,400m ² 処分工 一式
設 計 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
請 負 額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
執行方法	委託	施工日数 または 施工期限	令和6年9月6日限り	
(起工理由)				

位置図

S=1:50000



総括情報表

単価適用年月日	0-06.04.01(0)		
工種区分(公共) 施工地域区分 週休2日補正	今回 11 道路維持 32 一般交通影響有り(2)-1 04 週休2日補正なし	前回	

工事費内訳書

頁0-0002/0008

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						
道路維持						
除草工						
道路除草工						
道路除草(複合)						
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護有り ; L=4.0km以下 運搬機械→パッカー車(回転式・積載容量4m3)	20,400		m2			施工 第0-0001号内訳表
除草処分						
処分費 [草] ; 投棄量 1.3t	1		式			施工 第0-0002号内訳表
仮設工						

積算単価算出表

機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0005/0008

[規格1] 飛び石防護有り

[規格2] 運搬機械->ハッカー車(回転式・積載容量4m3)

[摘要]

1

m2 当り

標準単価	代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単価	補正 構成比	備考
K1	ハッカー車 積載容量4.0m3 [回転式]			ハッカー車 [回転式] 4m3			
K2	草刈機 カッタ径255mm [肩掛式]			草刈機 [肩掛式] φ255mm			
K							
R1	普通作業員			普通作業員			
R2	特殊作業員			特殊作業員			
R3	土木一般世話役			土木一般世話役			
R4	運転手(一般)			運転手(一般)			
R							
Z1	軽油 バトロール給油			軽油			
Z							
				計			
積算単価 =							

道路除草工 数量計算表

前回設計
今回設計

図面 番号	路 線 名	施工延長 (m)	施工量 (㎡)	施工回数 (回)	除 草 面 積 (㎡)	摘 要
1・2	下田寺田線 ※	1,920.0	1,370.0	1.0	1,370.0	
3	若狭野3号線	410.0	350.0	1.0	350.0	
3・4	若狭野道線	1,210.0	1,100.0	1.0	1,100.0	
5	野々13号線	110.0	110.0	1.0	110.0	
6・41・42	緑ヶ丘雨内線 ※	1,640.0	670.0	1.0	670.0	
7	入野13号線	60.0	370.0	1.0	370.0	
8・9・10	西後明線 ※	2,110.0	1,480.0	1.0	1,480.0	一部法面施工
11	緑ヶ丘27号線	320.0	280.0	1.0	280.0	一部法面施工
12・13・14	緑ヶ丘線 ※	3,740.0	1,430.0	1.0	1,430.0	
15・16・ 17 ・18・19	新矢野谷線外 ※	3,710.0	4,180.0	1.0	4,180.0	一部法面施工
20・21	山下線 ※	640.0	360.0	1.0	360.0	
22	那波東本町4号線 ※	330.0	150.0	1.0	150.0	
23	竜泉町本郷町線 ※	130.0	100.0	1.0	100.0	
24	竜泉町1号線 ※	160.0	310.0	1.0	310.0	
25	陸那波野線 ※	430.0	290.0	1.0	290.0	
26・27・28	相生古池線 ※	1,700.0	850.0	1.0	850.0	
小 計		18,620.0	13,400.0		13,400.0	

道路除草工 数量計算表

前回設計
今回設計

図面 番号	路 線 名	施工延長 (m)	施 工 量 (m ²)	施工回数 (回)	除 草 面 積 (m ²)	摘 要
29	旭大谷線 ※	920.0	260.0	1.0	260.0	
30・31	大谷川原町線	690.0	470.0	1.0	470.0	
32・33・ 34・35	相生野瀬線 ※	3,640.0	2,110.0	1.0	2,110.0	
36・37	金ヶ崎線 ※	2,440.0	1,850.0	1.0	1,850.0	
38・39・40	佐方高取線外 ※	1,670.0	400.0	1.0	400.0	
43・44	福井野々1号線外	1,000.0	420.0	1.0	420.0	
45	葛ヶ浜5号線	200.0	900.0	1.0	900.0	
46・47・48	旭那波野線 ※	1,150.0	190.0	1.0	190.0	
49・50・51	旭那波線 ※	1,190.0	110.0	1.0	110.0	
52	那波野古池2号線	1,190.0	140.0	1.0	140.0	
53	駅北2号線	870.0	170.0	1.0	170.0	
54	栄町那波線 ※	50.0	10.0	1.0	10.0	
小 計		15,010.0	7,030.0		7,030.0	※ 交通誘導員配置路線
合 計		33,630.0	20,430.0		20,430.0	※ 計 16,120.0 m ²

特記仕様書

(特記仕様書の適用)

第 1 条 1 この仕様書は、下記の業務の実施に適用する。

業務名 : 市道下田寺田線外道路除草業務委託(その1)

業務場所 : 相生市 市内一円 地内

2 本業務の実施にあたっては、「設計図書」及び兵庫県監修(令和5年10月)の「土木請負工事必携」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」によるもののほか、次の特記事項により実施しなければならない。

(契約工期)

第 2 条 契約工期については、土・日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

(一般廃棄物の処理)

第 3 条 1 本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な処置を講ずることとする。

なお、本業務における一般廃棄物の再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、業務発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

一般廃棄物の種類	施設の名称	所在地
剪定木・草	(株)石樹園	相生市陸字ナル811-182
可燃・資源ゴミ		
不燃ゴミ		

1) については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告するものとする。

なお、書面は再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3 業務発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

（処分量の検収）

第4条 1 一般廃棄物の処理にあたっては、原則として再資源化施設に搬出するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を持つ計量器を有する処理業者に委託し、兵庫県のマニフェストシステム実施要領に従って処理するものとする。

請負者は、処分が完了した後、処理業者が検収したマニフェスト票（D票及びE票）の写しを監督員に提出すること。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議し承諾をうけるものとする。

（原則として設計計上数量を限度とし、上記検収数量が設計数量に満たない場合は変更の対象とする。）

2 請負者は、一般廃棄物の処理にあたり、処理一覧表〔種類、日付、車両番号、処分量、処理施設〕を作成し、搬出、の処理状況を写真記録し監督員に報告するものとする。

ただし、処理状況写真については、報告が業務完了後となってもやむを得ないものとする。

（建設副産物対策）

第5条 「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成10年6月策定）の推進を図るため、「再生資源の利用促進に関する法律（リサイクル法）」（平成3年10月）に基づく「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を作成し提出するものとする。

- ・業務着手時 : 再生資源利用〔促進〕計画書
- ・業務完了時 : 再生資源利用〔促進〕実施書

(交通誘導員)

第 6 条 1 交通整理員については、警備業法による警備員とし、配置場所については監督員と協議するものとする。

なお、交通誘導員は延人数（ 21 人）を見込んでいるが、現場現状及び公安委員会との協議により変更が生じた場合は、監督員と別途協議すること。なお、警備日報（社印のあるもの）と集計表を監督員に提出しなければならない。

(交通誘導員の資格等)

2 本業務に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を配置するものとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置するものとする。

資格	資格要件
1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認められた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上である者。

3 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。また、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習終了証明書（写し）
- ・警備業法施行規則 第26条第2項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

（関係機関との調整）

第7条 請負者は、業務の実施に際して、地元自治会ほか関係機関との調整を十分に図り、業務実施計画等について業務説明会の開催や業務説明通知文書（別紙参照）を配布するなど理解を求めること。

（不法無線局搭載車両の排除）

第8条 請負者は、電波法を遵守し、不法無線局を登載した業務用車両を使用しないものとする。

（安全・訓練等の実施）

第9条 1 本業務実施に際し、現場に即した安全・訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により1月当たり半日以上時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)本業務内容等の周知徹底
- (3)土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4)本業務における災害対策訓練
- (5)本業務場所で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

実施に先立ち作成する業務計画書に、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画書を作成し、監督員に提出すること。
安全・訓練等の実施状況をビデオ又は業務報告（業務月報）に記載し報告すること。

2 本業務実施に際し、その業務に携わる下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所や工事現場の出入口など見

易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。

- 3 本業務実施に際し、労働基準法第104条の2（労働基準法施行規則第57条）労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず労働者を使用するに至ったとき）に、所轄労働基準監督署長に適用事業報告をしなければならない。

（作業内容）

- 第10条
- 1 除草幅は、路肩より1.0m程度とし特に視距を侵す箇所については、監督員の指示に従うこと。
 - 2 刈長は、地面より3cm程度とし、まだらのないよう刈り揃えできる限り短く刈り込まなければならない。
 - 3 除草は、刈り残しのないよう行うものとし、刈草等は速やかに処理し交通の障害とならないよう注意すること。
 - 4 本件除草工については、補助刈り（人力による仕上げ除草）及び空き缶等の障害物除去を含むものとする。
 - 5 旭大谷線、旭那波線、旭那波野線においては、5月中旬に行うこと。その他の路線については、7月下旬から着手することを標準とするが、雑草の繁茂状況及び地元要望等により、監督員と協議の上決定するものとする。

（出来高展開図等の作成）

- 第11条 請負者は、業務完了後出来高展開図を作成し監督員に報告すること。

（不正軽油の使用の禁止）

- 第12条
- 1 請負者は、業務の実施にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第700条の22の2（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
 - 2 請負者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

（その他）

- 第13条
- 1 本業務の実施にあたり、現場代理人は携帯電話等を常時携帯し、絶えず連絡が出来る体制をとるものとする。
 - 2 請負者は、業務期間中において業務場所の周辺道路等の維持管理を適切に行い、付近住民等から苦情等がないよう最善を尽くすとともに、遅滞なく業務を完了させるものとする。

- 3 請負者は、本業務に伴う提出書類を土木工事請負必携により該当する項目について整理を行い提出しなければならない。
- 4 請負者は、本業務の実施に際して、第三者災害に対する保険（土木工事保険等）に加入し、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- 5 請負者は、本業務の実施前に綿密な工程計画を作成し受注者へ提出すること。また、天候および草の繁茂状況により臨機に対応するものとする。
- 6 請負者は、下請契約を行った場合、下請金額によらず施工体制台帳・施工体系図を作成し、発注者へ提出するものとする。

第 14 条 (疑義) 本件特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、請負者協議し解決するものとする。